（ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業専門官、業務改革推進専門官、新事業創出専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官）

第九条　新事業・食品産業政策課に、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官二人、新事業・食品産業調整官一人、新事業・食品産業専門官五人、業務改革推進専門官一人、新事業創出専門官二人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。

2～13　（略）

（物流生産性向上推進室及び卸売市場室並びに市場経営指導官）

第十条　食品流通課に、物流生産性向上推進室及び卸売市場室並びに市場経営指導官一人を置く。

2　物流生産性向上推進室は、農林水産省の所掌事務に係る物資の流通の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

3　物流生産性向上推進室に、室長を置く。

4・5　（略）

（削る。）

6　（略）

（原材料調達・品質管理改善室及び基準認証室並びに国産切替専門官、雇用・労働専門官、危機管理専門官、食品企業行動専門官及び規格専門官）

第十一条　食品製造課に、原材料調達・品質管理改善室及び基準認証室並びに国産切替専門官一人、雇用・労働専門官一人、危機管理専門官一人、食品企業行動専門官一人及び規格専門官二人を置く。

2　原材料調達・品質管理改善室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌に係る製造業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関する事務（新事業・食品産業政策課及び外食・食文化課の所掌に属するものを除く。第六項において同じ。）のうち原材料の調達の安定化に関する事務の総括に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する事務の総括に関すること。

3　原材料調達・品質管理改善室に、室長を置く。

4・5　（略）

6　国産切替専門官は、農林水産省の所掌に係る製造業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関する事務のうち国内で生産された原材料への切替えその他の原材料の調達の安定化に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7・8　（略）

9　食品企業行動専門官は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

10　（略）

（ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業専門官、業務改革推進専門官、新事業創出専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官）

第九条　新事業・食品産業政策課に、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官二人、新事業・食品産業調整官一人、新事業・食品産業専門官六人、業務改革推進専門官一人、新事業創出専門官二人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。

2～13　（略）

（卸売市場室並びに市場機能高度化専門官及び市場経営指導官）

第十条　食品流通課に、卸売市場室並びに市場機能高度化専門官及び市場経営指導官それぞれ一人を置く。

（新設）

2・3　（略）

4　市場機能高度化専門官は、卸売市場における物品の品質管理の高度化その他の卸売市場の機能の高度化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　（略）

（食品企業行動室及び基準認証室並びに雇用・労働専門官、危機管理専門官、食品企業行動専門官及び規格専門官）

第十一条　食品製造課に、食品企業行動室及び基準認証室並びに雇用・労働専門官一人、危機管理専門官一人、食品企業行動専門官二人及び規格専門官二人を置く。

2　食品企業行動室は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

（新設）

3　食品企業行動室に、室長を置く。

4・5　（略）

（新設）

6・7　（略）

8　食品企業行動専門官は、命を受けて、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9　（略）